

はじめに

1993（平成5）年に、北海道の釧路市で「ラムサール条約第5回締約国会議」が開催されてから、はや3年半が過ぎようとしています。当時のわが国における「湿地保全」への関心の高まりは大きなものがあり、この時を契機に、全国各地で様々なイベントや活動が行われてきました。この盛り上がりは、一部の熱心な方々により、本年3月にオーストラリアのブリスベン市で開催された「第6回締約国会議」にまで、引き継がれてきたようです。その証拠に、日本からも政府の代表団だけでなく、地方自治体やNGOのオブザーバー参加の方々、のべ100人以上の参加（地元オーストラリアからの参加を除けば、一番参加が多かったものと思われます。）がありました。

また、この2つの会議の間には、1993年11月に生物多様性保全の概念を盛り込んだ「環境基本法」が制定され、同年12月には「生物多様性条約」が発効しました。さらに、1994年12月には「環境基本計画」、1995年10月には「生物多様性国家戦略」が策定されるなど、生物多様性にとって重要な位置を占める「湿地」にとって、重要な動きがみられています。

しかし一方では、湿地の保全と開発の調整については、全国各地でいまだに問題となっていますし、マスメディアによる湿地の意義を伝える報道も一時に比べると下火になってきたようです。

そんな中で、ブリスベンでの第6回締約国会議に参加した有志の方々の協力により、会議で採択された勧告・決議の翻訳を中心とした本記録が作成されたことは、関係する方々の関心を再度呼び起こす意味で、とても意義深いことであると思います。

「湿地保全」の問題は、ラムサール条約の根本的な理念である「ワイズユース」に集約されるように、まさに「人と自然が如何に上手に共生して生きていくのか」という、自然保護の縮図ともいえる問題です。したがって、一時の時代の流れや状況のみから考えるべきものではなく、将来の世代に渡る長期的な視点で考え、根気強く取り組んでいくべきものだと思います。

その意味でも、この記録がわが国の「湿地保全」に果たす役割は、大きなものがあると信じて疑いません。

最後になりましたが、この記録の編集にご尽力いただいた東梅貞義氏、各々の決議・勧告をボランティアとして翻訳していただいた多くの皆様、そして発行を快くお引き受けいただいた釧路国際ウェットランドセンターに、心から感謝の意を表したいと思います。こうした様々な立場の方々による協力の輪が、次の締約国会議に向けて一層広がり、わが国の「湿地保全の力」となることを期待しております。

1996年11月

環境庁野生生物課長
小林 光